特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稲美町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

稲美町長

公表日

令和3年9月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_ 」						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	稲美町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民年金被保険者資格管理等に関する事務 ・国民年金保険料の免除申請(法定免除含) ・納付猶予申請及び学生納付特例の申請に関する事務 ・年金受給に伴う裁定請求等に関する事務 ・国民年金相談等に関する事務 ・日本年金機構への各種異動報告及び所得情報提供等の進達事務					
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
国民年金情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(50、107の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の4、第54条 (別表第二における情報照会の根拠) なし					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部住民課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部企画課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 健康福祉部住民課					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	『全項目評価書	
されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている	

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-5-② 健康福祉部住民課長 山本 勝也		課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	I I−1	平成27年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月15日	平成27年8月1日 時点		平成31年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日 I -4-②		の制限)及び別表第二(48、50、107、111、112、 117の項)②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月		事後	
令和2年3月16日	I −1	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日	II-2	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	I -1	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再評価実施による
令和2年9月1日	II-2	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再評価実施による
令和3年9月7日	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(50、107の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の4、第54条 (別表第二における情報照会の根拠) なし		(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(50、107の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の4、第54条 (別表第二における情報照会の根拠)なし	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月7日	I I−1	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月7日	I I-2	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	